

公 示

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号の規定に基づく「運行系統に関する運行回数の範囲の指定」を下記のとおり公示する。

平成14年 1月18日

中部運輸局長 津野田 元直

記

現行届出運行回数	下 限 回 数	上 限 回 数
16～ 25	16	現行届出運行回数+10
26～ 75	現行届出運行回数-10	現行届出運行回数+10
76～105	現行届出運行回数-20	現行届出運行回数+20
106～	現行届出運行回数-25	現行届出運行回数+25

附則

1. この公示は、平成14年2月1日から適用する。
2. 平成2年1月29日付中運局公示第15号は、平成14年1月31日をもって廃止する。